

令和 9 (2027)年度 国立市行政経営方針

令和 8 (2026) 年 8 月

国 立 市

目次

第 1	行政経営方針の位置づけ	1
第 2	国立市行政経営の現状と、国の経済状況等	1
	■国立市行政経営を取り巻く現状	
	1 人口動態	
	2 市民生活等	
	3 市の財政状況（令和 7（2025）年度決算の概況）	
	■国の経済状況等	
	1 国の経済状況	
	2 政府動向	
第 3	令和 9（2027）年度 重点テーマ選定の考え方について	6
第 4	行政経営方針 施策横断的に重視して取り組むべき重点テーマ	7
	1 あたたく魅力あふれる子育て・子育て・学びの環境の整備、子育て世代の負担軽減	
	（1）安心して育ち、学べる環境の充実	
	（2）子育て世代の負担軽減	
	2 全世代の健幸・つながりと安心のまちづくり、高齢者ケアの充実	
	（1）健幸・つながりのまちづくり	
	（2）高齢者ケアの充実	
	3 100 年先を見据えたまちづくり、にぎわいの向上	
	（1）特色ある各地域のまちづくり	
	（2）まちの魅力の発信とにぎわいの創出	
	（3）歴史・文化遺産の適切な保護と活用	
	4 市民の利便性向上に向けた自治体 D X のより一層の推進	
第 5	令和 9（2027）年度の各施策の方向性について	12
第 6	令和 9（2027）～令和 12（2030）年度実施計画の策定について	26

【参考資料】

- 図 1 決算額の推移（一般会計）
- 図 2 経常収支比率の推移
- 図 3 地方債残高の推移
- 図 4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第 1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価の結果を踏まえつつ、社会状況やこれまでの市の取組状況を加味し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示すものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、市の行政経営を取り巻く現状や、市民意識調査などを踏まえ社会的ニーズを検証しつつ、国の経済状況や政府動向と市の決算概況を踏まえ、令和 9（2027）年度予算編成方針及び令和 9～12（2027～2030）年度実施計画策定に向けた重点テーマと施策の方向性を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行った上で精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第 2 国立市行政経営の現状と、国の経済状況等

■国立市行政経営を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 国立市の人口動態

令和 8（2026）年 7 月 1 日現在の本市の人口は 77,056 人（前年同月比+676 人）となり、微増ではあるが、過去最高を更新し、77,000 人を突破した。一方、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」では、当市の人口は 2025 年まで増加を続けると推計された後は減少基調となり、2050 年において対 2020 年比 97.1%という総人口指数が示されている。また、令和 7（2025）年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく市の独自推計では、令和 9（2027）年以降人口は減少に転じ、その後もゆるやかに減少すると推計されている。どちらの推計においても、人口構成の面では、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増え、少子高齢化がさらに進むと見込まれている。

(2) 東京都の人口動態

東京都の総人口（住民基本台帳ベース）は、令和 7（2025）年中は 75,018 人（0.54%）増加したが、令和 6（2024）年中の増加数（90,632 人、0.65%）と比較すると減速している。このうち、区部では 66,171 人（0.68%）の増加となったが、市郡部は 5,547 人（0.21%）の増加にとどまっており、区部の人口増加率の方が高くなっている。

2 市民生活等

(1) 課税状況

国立市の個人市民税の納税義務者数は引き続き増加しており、令和 8（2026）年 7

月 1 日現在で 42,982 人であり、過去最多であった対前年同日比+248 人と毎年度増加を続けている状況である。これは、定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測される。

令和 6（2024）年度定額減税による減収（3 億 3,689 万円）がなくなったことと給与所得の増加により、令和 7（2025）年度の個人市民税は前年度に比べ約 4 億 8,671 万円増の 79 億 9,011 万円となった。

（2）雇用環境

完全失業率は、令和 8（2026）年 6 月現在、全国で 2.5%と前年同月比で±0.0 ポイントとなっており、ほぼ横ばいで推移している。

また、厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査 令和 8 年 6 月分結果速報」によると、現金給与総額は 53 万 1,677 円で前年同月比 3.4%の増となり、前年（令和 7（2025）年 6 月分）の前年同月比増加率（3.1%）を上回る状況となっている。また、実質賃金についても前年同月比で 1.6%の増加となり、6 か月連続のプラスとなっている。

（3）市民意識

第 17 回国立市市民意識調査（令和 8（2026）年 3 月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は 83.6%であり、高い水準を維持している。

また、令和 7（2025）年 10 月に 18 歳から 39 歳までの市民 1,000 人（無作為抽出）を対象に実施した「令和 7 年度 若者世代向けアンケート調査」では、行政（国立市）に力を入れてほしい分野（複数選択）については、「子育て支援（40.9%）」が最も多く、次いで「学校教育（23.1%）」、「道路、下水道、公園等のインフラ整備・維持管理（22.4%）」、「医療・社会保障（22.1%）」の順となっている。また、「行政手続きのデジタル化（15.3%）」についても期待する声が多い。

第 17 回国立市市民意識調査の中で、子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合（「思う」及び「わりと思う」の合計）は、第 17 回が 51.1%で、前回の 54.0%と比べると 2.9 ポイント減少している。一方、自分が健康だと思う市民の割合（「思う」及び「わりと思う」の合計）は、第 17 回が 66.5%で、前回の 61.6%と比べると 4.9 ポイント増加している。

3 市の財政状況（令和 7（2025）年度決算の概況）

国立市の令和 7（2025）年度決算額（普通会計）は、社会的な賃上げ傾向に伴う人件費増や児童手当の制度改正通年化等に伴う扶助費増などにより、歳入 396 億 2,500 万円、歳出 388 億 9,400 万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模であった令和 2（2020）年度に次ぐ規模となった。

基金は、取崩額が 10 億 400 万円だったのに対し、積立額が 11 億 1,700 万円だった

ことから、基金残高は前年度に比べ1億1,300万円増の71億1,100万円となったが、増加額の多くは都市計画事業基金となっている。財政調整基金については、その残高が前年度に比べ1億1,000万円減の18億6,400万円となった。また、地方債は、元金償還額が17億600万円だったのに対し、新規借入額が14億8,900万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ2億1,700万円減の118億1,000万円となった。

財政弾力性を示す指標である経常収支比率は97.0%と、前年度の99.0%に比べ2.0ポイント改善した。その要因は、分子（経常的経費充当一般財源）が物件費の増等により1億700万円の増となったものの、分母（経常一般財源）が地方税の増等により4億9,900万円の増となり、結果的に分子より分母の増が上回ったことによる。

歳入の根幹である市税については、個人所得割の増による市民税総額の増、また、家屋の新增築による固定資産税の増があったものの、ふるさと納税による財源流出や景気動向等を鑑みると、税収がどのように推移するのかは不透明である。

一方、歳出については、未就学児は減少する一方、公定価格の上昇や副食費の無償化に伴う児童福祉費関連の扶助費の高止まり、社会的な賃上げ傾向に伴う給与・報酬単価の増等による人件費の増が継続して見込まれる。また、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定されることから、経常経費は構造的に増加傾向となることが見込まれる。更に、第二小学校建替えや旧本田家復原などの大規模事業を実施中であり、今後も厳しい財政運営が予想される。国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、あらゆる事業の実施に際しては、経済動向等を注視した上でその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

■国の経済状況等

1 国の経済状況

(1) 景気判断

我が国の景気は、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」と基調判断されている（月例経済報告 令和8年7月 内閣府）。

雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響について引き続き注視する必要があるほか、金融資本市場の変動の影響などにも注意する必要があるとされている。

(2) 経済情勢

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2026年7月）」によれば、基本的見解《概要》として「先行きのわが国経済を展望すると、中東情勢の影響を受けた春先以降の原油価格上昇が下押し要因となるものの、グローバルなAI関連需要の増加に加え、政府による各種施策や緩和的な金融環境が経済を下支えすると考えられるため、我が国経

済は、伸び率を縮小しつつも、緩やかな成長を続けるとみられる。」としている。

物価の先行きについては、生鮮食品を除く消費者物価が「2026 年度後半以降、2%をはっきり上回る水準まで伸び率を高めていった後、2%程度に向けてプラス幅を縮小していくと考えられる」とあり、「人手不足感の強い状況が続くなかで、賃金と物価が相互に参照しながら緩やかに上昇していくメカニズムは維持され、中長期的に物価上昇が予想される」とされ、日銀の定める「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移すると考えられている。

なお、リスク要因としては、「中東情勢が金融・為替市場やわが国の経済・物価に及ぼす影響をとくに注視する必要がある。」と示されている。

2 政府動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026「責任ある積極財政」元年 ～日本の挑戦を起動する！」を令和 8（2026）年 7 月に閣議決定した。

(1) 基本方針 2026 の考え方

従来の単年度プライマリーバランス（PB）目標から、国・地方の総債務残高対 GDP 比の安定的低下を財政運営の中核に置く方向へ転換し、PB は複数年で達成状況を確認する管理指標として扱うとして、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一步前
に出て戦略分野への投資を進めることで、中長期的な成長力強化につなげていくとしている。

また、物価高対策と賃上げの定着を最優先課題とし、同時に子育て世帯・低所得世帯への支援を強化し、日本の競争力強化を図りつつ、地域経済の活性化と中小企業の生産性向上を重視し、全国的な経済底上げを目指していくとしている。

(2) 当面の経済財政運営と国の令和 9（2027）年度予算編成に向けた考え方

当面の経済財政運営については、物価高、世界経済の不確実性、地政学リスク、金融資本市場の変動、自然災害等のリスクに機動的に対応しつつ、デフレに後戻りしない「成長型経済」への移行を確実なものとするため、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく十分に講ずるとしている。

国の令和 9（2027）年度予算編成に向けた考え方は、デフレ・低成長時代の一律抑制型から脱却し、物価・賃金上昇を的確に反映した予算編成へ根本的に転換し、経済の成長力強化と名目経済規模の拡大にふさわしい予算編成を実現するとし、危機管理投資・成長投資を通じた潜在成長率引上げを実現するため、「強く豊かな日本」投資枠を創設し、要求上限（シーリング）を設けず、前例にとらわれず国際競争に打ち勝つ施策なども盛り込んでいくとしている。

また、食料品の消費税率を令和 9（2027）年 4 月から 2 年間限定で 1%に引き下げた場合の地方の減収分について、地方特例交付金を活用して地方財政への影響を抑える案が検討されている一方、令和 9（2027）年度から先行実施する所得に連動した新

たな給付制度については、国と地方がそれぞれの税負担や社会保障負担の割合に応じて費用を分担する案などが検討されている。

第3 令和9（2027）年度 重点テーマ選定の考え方について

社会経済状況の変化は目まぐるしく、そのような中でも市民生活を豊かにするため、行政需要を的確に把握し対応していく必要がある。このため、市の行政経営を取り巻く現状や、市民意識調査などを踏まえて社会的ニーズを検証しつつ、国の経済状況や政府動向と市の決算概況を踏まえ、令和9（2027）年度の行政経営方針の方向性を検討した。

まず、市の令和7（2025）年度決算、直近の課税状況や経済の動向から、令和9（2027）年度の財政状況を展望してみると、市税をはじめとする収入は増加傾向と予測されるものの、人件費や物価の上昇、社会保障費など支出面も増加することが見込まれる。国では、食料品に係る消費税率の時限的な引き下げや併せて給付事業が検討されているなど、国の政策の動向も注視する必要もある。また、国がリスク要因として挙げている中東情勢が、経済、社会に及ぼす影響は極めて不透明である。収入と支出がともに増加していく見込みの中、社会経済の動向も踏まえつつ、持続可能な財政運営が求められている。

一方、若者世代向けアンケート調査からは、子育て支援や学校教育に関するニーズが高く、行政手続のデジタル化についても期待する声が多い。また、高齢化がさらに進んでいく状況の中、高齢者のケア並びに健幸づくり施策をさらに充実させていくことも大きな課題となっているほか、暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりの実現に向けて、将来的な人口動態を踏まえ、市民生活の質向上を目指す都市基盤整備に取り組んでいく必要がある。

令和9（2027）年度は、引き続き行財政改革を進めていくとともに、国立市が目指すまちの将来像を実現し、様々な行政課題に対応するため、収入と支出の見通しをできる限り把握し、経済動向等も注視しながら、新たな事業を検討し、その実施時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。そして、組織横断的な取組については施策の枠組に捉われず、全庁的に推進していく必要があり、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による行政経営方針策定検討会議において、施策横断的に重視して取り組むべき事項（重点テーマ）を次の通り選定した。

第4 行政経営方針 施策横断的に重視して取り組むべき重点テーマ

第5期基本構想第3次基本計画に定める29の基本施策を着実に推進するに当たって、基本構想に掲げる「人間を大切にする」という基本理念を各基本施策で展開していくとともに、ソーシャル・インクルージョン推進計画に基づく各種の取組のほか、他の自治体との連携等により、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくりを実現していくこととする。これらの考え方は、全ての施策において基本となる考え方である。

また、以下に示す4つの項目を重点テーマとして施策横断的に取り組んでいくことで、効果的に資源を活用し、最少の経費で最大の成果を目指していくこととする。

1 あたたく魅力あふれる子育て・子育て・学びの環境の整備、

子育て世代の負担軽減

これまで、保育園の待機児童対策に始まり、近年では、「矢川プラス」や「国立駅南口子育て・子育て応援テラス」などの子育て・子育て支援の拠点整備をはじめ、幼児教育センターを中心とした先進的な幼児教育の推進、幼保こ小連携の推進に努めてきた。また、妊娠期から出産後にかけての商品券やデジタルカタログギフト等による各種の給付、児童手当の拡充、都の「018 サポート事業」といった支援のほか、国による幼児教育・保育の無償化や都による第1子からの保育料の無償化に加え、市では保育施設・幼稚園の副食費の無償化やこども医療費一部負担金の撤廃など子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、子育て・子育て環境の充実を図ってきたところである。

他方で、共働き世代の増加傾向が一層強まり、小学生の学童保育に対する質の高いサービスへの社会的要請が高まる中、放課後・朝の居場所をさらに充実する必要性が高まっている。

また、学校教育においても、近年、非構造部材の耐震化、第二小学校の改築、特別教室の空調機の更新など学校施設の改善・充実を図ってきたところであるが、老朽化している普通教室の空調機の更新やトイレ洋式化の推進など学校施設の改善・充実のさらなる推進が求められている。

以上を踏まえ、あたたく魅力あふれる子育て・子育て・学びの環境、子育て世代の負担軽減の実現を一層推進すべく、令和9（2027）年度の注力分野として、以下の施策に取り組むこととする。

(1) 安心して育ち、学べる環境の充実

子どもたちが安全に過ごし、一人ひとりの個性に応じて健やかに成長できる環境づくりを進める。

これまで矢川プラス、国立駅南口子育て・子育て応援テラスにおいて中高生等の学習スペースを設置し、学びの環境づくり・交流の場として連日多くの若者で賑わっているが、谷保駅周辺にも設置の声が多く寄せられている。子育て支援機能の地域偏在を解消するため、谷保駅周辺において、中高生の意見を反映させ、運営等にも参画できる体制を整備し、大学生などによる相談・学習支援の機能を有する中高生の居場所を展開する。谷保駅周辺では新たな複合施設の設置は難しいことから、小学校をはじめとする公共施設や新たに設置予定の学習スペース、活動中の子どもの居場所など「点」を「面」と捉えて取り組む。

これまで実施してきた非構造部材の耐震化や第二小学校の改築を引き続き進めるとともに、実証実験を踏まえた教室の遮熱対策に取り組むほか、要望の多いトイレ洋式化など、教育施設の改善を図り、快適な学習環境を整備する。

児童生徒個々の学ぶ力の涵養に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末の活用や、各校における授業研究の成果共有による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進等に取り組み、学校教育・学習支援の充実を図る。

(2) 子育て世代の負担軽減

子育てに伴う経済的な不安を和らげ、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちを目指す。こども医療費一部負担金の撤廃、市内幼稚園等の入園料に対する補助金、保育施設等の副食費の無償化など、医療・教育・保育にかかる負担軽減策を継続的かつ確実に実施し、保護者を力強く支える。

また、共働き世帯の増加等に伴い、学童保育やほうかごキッズ等のニーズが高まっている。令和8（2026）年度の検討・取組を踏まえ、学校内外での子どもの居場所の充実に取り組む。

2 全世代の健幸・つながりと安心のまちづくり、高齢者ケアの充実

これまで、地域包括ケア計画・健康まちづくりプラン・健康増進計画などに基づき、充実した高齢者ケア・健幸づくり施策を展開してきた。

令和9（2027）年度から新計画期間を迎える地域包括ケア計画では、これまでの手厚いケアの全体像は維持した上で、新たに生活支援・認知症ケアの強化を図ることを検討している。また、令和7（2025）年度には国で「プレコンセプションケア推進5か年計画」が定められ、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えていく必要性が高まっている。

このほか、災害時の医療連携強化に向けた取組を進めることで、誰もが安心・安全に暮らせるまちを目指す。

このように、これまでの施策に加え、社会情勢を踏まえた対応の必要性が高まって

いる分野への対応を強化し、全世代の健幸・つながりのまちづくり、高齢者ケアのさらなる充実を図るべく、令和9（2027）年度の注力分野として、以下の施策に取り組むこととする。

(1) 健幸・つながりのまちづくり

地域では、様々な個人・団体がそれぞれの目的をもってそれぞれの居場所をつくる活動を行っている。そのような居場所づくりを支援するとともに、コミュニティ施設を多世代が気軽に集える交流の拠点へとリニューアルし、人と人とのつながりが生まれる土壌を育てる。

行政が市民に働きかけることに加えて、地域で市民同士がつながる新たな場を創出し、お互いの支え合いによって個々の生活の困りごとの解決を目指す。国の新しい認知症観を市民理解が進むよう周知・啓発を積極的に行うとともに、認知症当事者の新たな見守り体制構築に向けた市民・専門職連携を進める。高齢者やしょうがいしゃの尊厳が保持されるよう、意思決定を支援する仕組みをつくり、誰一人取り残さないまちを実現する。

国立市健康まちづくりプランに基づくまちづくりを推進しながら、健康増進計画の目標達成に向けた個別事業を展開し、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを後押しする。

「未来のわたしを守る今の健康投資」として、イベントの実施や SNS など多様な媒体を活用した普及啓発、プレコンサポーターの養成、及び若年層の検診も含めた受診促進を一体的に推進し、プレコンセプションケアの認知拡大と理解促進を図る。

災害発生時の迅速かつ円滑な医療救護体制を確立するため、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携・役割分担のもと、発災初期における医療救護活動の迅速化と実効性向上を図る。

これらの取組により、健幸・つながりのまちづくりを推進していく。

(2) 高齢者ケアの充実

ニーズを早期に把握し、必要な支援の体制を継続する。

地域や介護保険サービス等とのつながりのない 85 歳以上の一人暮らしの高齢者に対する見守り訪問を引き続き実施することに加え、生活支援や認知症ケアの新たな取組を行うことなどにより、孤立しがちな高齢者に対し、行政から能動的に働きかけ、状況に応じた支援につなげる。

第 10 期地域包括ケア計画（3 年間）の初年度として、高齢者が一人暮らしや認知症になっても住み続けられるまちの実現に向けて、生活支援や認知症ケアの充実に向けた施策を進める。

3 100 年先を見据えたまちづくり、にぎわいの向上

市内に所在する鉄道全 3 駅の駅前空間整備の検討、南武線連続立体交差化と関連する都市計画道路事業の都市計画決定、富士見台団地再生と市役所周辺の公共施設の再編に関する土地利用方針（素案）の策定、未来に桜の風景をつないでいくための桜・緑のビジョン策定、都市マスタープランの改訂など、今年度末までに「次の 100 年」のまちの骨格をつくる重要プロジェクトの多くで一定の進捗に達する見込みであり、これらの事業をより一層深めていく必要がある。

また、歴史・文化事業として旧本田家住宅の復原工事が完了予定であり、こうした都市環境整備、歴史・文化拠点整備にあわせて、まちのにぎわいを高め、観光振興を図るべく、今年度から商工・観光振興計画（仮称）の策定などを進めているところであり、まちの持続可能性を高めるための取組を今後本格化していく必要がある。

以上を踏まえ、100 年先を見据えたまちづくり、にぎわいの向上を一層推進すべく、令和 9（2027）年度の注力分野として、以下の施策に取り組むこととする。

（1）特色ある各地域のまちづくり

まちの核となる地域において、それぞれの個性を活かした都市空間の形成を進める。国立駅南口駅前広場整備、南武線連続立体交差化に伴う谷保駅・矢川駅周辺のまちづくり、富士見台地域の土地利用方針の策定を推進するほか、南部地域の田畑や農のある原風景を保全する取組や、市のシンボルである桜並木を存続させる桜の再生への取組など、各地域の特色を生かし、暮らしやすく魅力あるまちづくりを重点的に進める。

また、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、救急・消火活動の円滑化、公共交通ルート拡充のため、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。

（2）まちの魅力の発信とにぎわいの創出

商工・観光振興計画（仮称）を策定し、地域経済の活性化によるにぎわいの創出や来街者の増加、まちのブランド力向上を目指す。また、戦略的なシティプロモーションを推進することで、まちの魅力を効果的に発信し、認知度と価値を高める。多くの人が「訪れたい」「住みたい」と感じるまちを実現するとともに、地域の商工業の活性化とにぎわいの創出につなげる。

（3）歴史・文化遺産の適切な保護と活用

令和 9（2027）年 7 月に旧本田家住宅を復原オープンし、「旧本田家住宅利活用計画」に基づき歴史・文化の発信拠点として交流の活性化を図る。また、谷保天満宮においては都指定文化財に向けた取組を進め、本市が誇る歴史・文化遺産の魅力を一層

高めることで、重要文化財の旧緑川東遺跡の大型石棒を含めて、地域一帯の面的な魅力を高める。

4 市民の利便性向上に向けた自治体 DX のより一層の推進

質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、業務プロセスの改革による非効率な業務の見直しを行うとともに、デジタル技術を活用し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を一体的に進める。

第5期基本構想第3次基本計画の策定に併せて見直した「国立市行財政改革プラン2029」では、行財政改革の具体的な取組として自治体 DX の推進を掲げ、令和9年度以降は電子化が有効な事務については順次、予算化していくとしている。

限られた人員体制の中で持続可能な行政運営を行うため、デジタル技術を活用した行政手続のオンライン化、会計事務の電子化、AI・RPA等を活用した事務の効率化を積極的に推進し、市民サービスの向上を図る。

(1) 「書かない・行かない窓口」の推進

GovTech 東京の伴走サポートの知見を活かし、マイナンバーカードの利活用も含めたオンライン申請手続の拡大や公共施設予約システムの更新により「行かない」窓口を実現するほか、滞在時間が削減できる「スマート」（書かせない、待たせない、混まない）な窓口を実現していく。

(2) 事務の電子化の推進、AI・RPA等を活用した業務効率化

庁内外の問合せ対応や福祉現場での相談対応、内部管理事務などのうち、電子化が可能な事務から計画的・段階的に電子化を推進し、生成 AI・庁内チャットツールの全庁展開により職員の業務効率化を図り、より質の高い市民サービスの提供につなげる。

第5 令和9（2027）年度の各施策の方向性について

<基本施策1 人権の尊重と平和の推進>

- 令和8（2026）年度開始の国立市ソーシャル・インクルージョン推進計画に基づき、各取組を着実に進め、人権・平和のまちづくりを総合的に推進する。
- 人権擁護委員と一体となった人権啓発活動を実施する。
- 人権月間等、当事者や庁内関係部署と連携した啓発事業を実施する。
- 総合オンブズマン制度の周知・啓発について、民間福祉事業者や子ども食堂など多方面に対して行う。子どもの人権に関する取組では、アウトリーチの機会を増やし、イベントなどを通して相談しやすい環境の整備を図る。
- くにたち平和の日、コトバ展などの事業のほか、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話事業を実施する。戦争の体験・記憶、戦争の悲惨さを、より伝えていくため、効果的な資料の活用について検討を行う。
- 平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議に基づき、加盟市として26市で連携・協力し、事業を実施する。
- 公民館において、人権課題や平和に関する講座や見学会、映画会などを実施する。

<基本施策2 ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援>

- 国立市第6次ジェンダー平等推進計画及び困難女性支援計画に基づき、施策の展開を図る。
- 男女平等推進本部会議等により庁内の課題（審議会の女性割合等）を検討する。
- 周辺自治体との連携・協力を維持し、若年層セクシュアルマイノリティ支援事業を継続して実施する。
- くにたち男女平等参画ステーションにおいて、相談事業、啓発事業を実施し、ジェンダー平等のまちづくりを推進する。
- 困難な課題を抱える女性に係る支援事業における、女性パーソナルサポート事業等、民間団体との連携事業を引き続き行う。また、これらについて国や都による広域実施及び財政補助などの要望を継続的に実施する。
- 女性の相談支援において、複合的な生活課題に対応するため、支援調整会議を開催し、庁内及び関係機関と連携した支援を行う。
- DV被害者支援に係る庁内マニュアルをもとに、被害者の個人情報や加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有、支援の強化を徹底する。
- 国立市夜間・休日女性相談事業や女性ホットラインを周知するとともに、行政につながりにくい女性の相談を受け止め、必要に応じ市の各制度などの支援につなげる。

○職員の働き方改革の視点から、相談記録の DX など、職務軽減対応を図る。

<基本施策 3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援>

- こども医療費の一部負担分（200 円）の無償化、認可保育所・認定こども園・私立幼稚園に通う児童がいる世帯の副食費の無償化、幼稚園に関する費用負担の低減など、子育て世代の負担軽減方策について、引き続き実施する。
- 都補助制度によるベビーシッター利用支援事業（一時預かり型）の補助を継続するとともに、東京都が実施するベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業へ参画する。
- 「身近に魅力的な子育て/子育て支援施設があるまち」を市の魅力・強みとし、市内における子育て支援機能の地域偏在を解消するため、谷保駅周辺における子育て支援施設の設置について、適地確保の可能性や、財政への影響なども踏まえつつ調査研究を引き続き進める。
- 策定した保育整備計画に基づき、2 園目の公立保育園民営化及び市内子育て施策を推進する。
- 矢川児童館について、矢川プラスと一体的な活動で効果的な子どもの居場所とするため、運営方法を検討する。
- くにたち子どもの夢・未来事業団との発達支援事業における連携協定に基づき、発達サポーター養成講座の実施など、子どもの発達や支援に関する取組を行う。

<基本施策 4 すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援>

- 幼保こ小連携の取組を継続・発展させるため、子ども家庭部、教育委員会、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、情報交換や研修会を実施する。
- 令和 8（2026）年度の学童保育・ほうかごキッズ・朝の居場所等のあり方の検討に基づき、子どもの放課後等の充実に向けた取組を進める。
- 矢川プラス内に設置されている幼児教育センターにおいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業を充実させる。
- 図書館や公民館など、既存施設の学習スペース・子ども向けスペース等の環境改善について、国や都の補助金等の活用を含めて検討を進める。
- 国立市子ども基本条例に基づき、子どもの権利の普及・啓発を実施する。
- 子ども一人一人の発達の特性に応じた療育を行うために、市内の発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を紹介する冊子の配布や、事業所の活動を紹介するフェアを開催する。
- 子ども長崎派遣平和事業を実施するとともに、青少年海外短期派遣事業の再開を検討する。
- 保護者が子どもの成長や発達の状況などを記録できる「くにっこダイアリー」の

活用を一層進めることで、医療的ケア児や発達に特性を持つ子の情報を円滑に共有していく。また、教育や福祉、事業者、医療機関とのさらなる連携を進め、切れ目のない支援を実施していく。

- すべての子どもが安心して就学できるよう、5歳児健診の導入を目指す。
- 中高生の意見を反映させ、運営等にも参画できる体制を整備し、大学生などによる相談・学習支援の機能を有する中高生の居場所を展開する。
- 谷保駅周辺における子どもの居場所について、小学校を始めとする公共施設や新たに設置予定の学習スペース、活動中の子どもの居場所などを「面」として捉え、取組を進める。

<基本施策5 学校教育の充実>

- 新たな教育大綱に基づき、子どもたち一人一人のウェルビーイングを実現するために現代・未来に求められる、非認知能力も含めた様々なチカラ・価値観を育む教育を推進する。
- 学校・学級の包摂力を高め、多様な子どもたち一人一人がその子らしく成長できるようにするための環境整備を行う。
- 児童生徒一人当たり1台のタブレット端末の運用を円滑に進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進を支援する。
- 東京都内自治体において共通化・共同調達を目指す統合型校務支援システムの導入等次世代校務DX環境整備の検討を進め、教員が児童生徒に向き合う時間の確保や教職員の働き方の柔軟化、スケールメリット等により行政コスト削減を実現するとともに、有能な教職員の人材確保につなげる。
- 学校生活満足度調査（Q-U調査）について、検証結果を踏まえて活用し、不登校の未然防止を図るとともに、校内別室指導や居場所事業との連携を充実させ、一人一人のニーズに応じた学びの場を継続的に提供する。
- 校舎非構造部材耐震化対策等工事などの施設整備を引き続き進めるとともに、トイレ洋式化のさらなる推進など、教育施設の改善を図り、快適な学習環境の整備に取り組む。
- 全校で導入としたコミュニティ・スクールの円滑な運営を支援する。
- 子どもたちにとって安心して過ごすことのできる場所の1つが学校であることを踏まえ、朝の始業前や放課後において学校を居場所として活用できるよう、朝の居場所確保事業及びアフター・スクール・サポート事業の拡充や運営方法等について、子育て支援施策も含めた総合的な検討を進める。
- 部活動の地域展開について、新たに1部活の休日の地域移行を目指して、地域の教育機関等と協議を進める。

- グローバル人材の育成のため、子どもたちが、外国語を用いてコミュニケーションを図る機会を充実させる。
- 学校給食・食育推進ステーションでは、衛生管理を徹底し、安心安全でおいしい給食を提供するとともに、市の食育拠点の一つとして、他部署との連携等により、食育事業の推進を図る。
- 「JA 国立地区学校給食部会」と連携し、国立産野菜の供給率向上に取り組む。
- 学校給食費無償化との均衡を図るため、市立学校における不登校の児童生徒や私立学校等に通う児童生徒の保護者を対象に、給食費相当額の補助金を支給する。

<基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用>

- 「旧本田家住宅利活用計画」に基づき、令和 9（2027）年 7 月を目途に旧本田家住宅をオープンし、歴史・文化の発信と、文化活動を通じた市民同士の交流を図る。
- 旧本田家住宅への指定管理者制度導入に向けた検討を行う。
- 谷保天満宮の都指定文化財に向けた取組を進める。
- 公民館において、市民や団体自らが実践する文化・芸術活動や発表、交流等が行いやすいよう、各室を提供する。
- 生涯学習課及び公民館等において、文化・芸術に親しむための事業を実施する。
- 国立市文化芸術推進会議を中心に関連施策の進捗確認、評価等を実施する。
- 国立市文化芸術振興補助金の利用促進を図る。
- くにたち市民文化祭を継続して開催するとともに、参加団体増加に向け働きかける。

<基本施策 7 生涯学習の環境づくり>

- 国立市生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。
- 公民館における主催事業や講座等の実施を通じて、市民がそれぞれのライフステージにおいて学び続けることができる環境を醸成し、主体的な生涯学習活動を推進し、人と人がつながる機会の充実を図る。
- 社会教育関連施設等（生涯学習課、図書館、公民館、郷土文化館）による「1 課 3 館連携会議」を中心に連携を強め、事業や研修などを実施することで職員の資質の向上を図り、生涯学習の環境づくりにつなげる。
- 読書バリアフリーに対応できるよう多様な資料の収集、提供を推進する。
- あらゆる世代に対する読書支援を推進するため、図書館と健康まちづくり戦略室等の連携による事業実施や居場所機能の充実を図る。

<基本施策 8 スポーツの振興>

- 学校開放事業をはじめとする各種社会体育事業を実施する。
- くにたち文化・スポーツ振興財団、国立市スポーツ協会、地域スポーツクラブ「くにたちエール」などとともに地域におけるスポーツの振興を図る。
- スポーツ推進と健康まちづくり事業とを効果的に結び付け、各世代における運動習慣の定着のための取組を行う。

<基本施策 9 健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化>

- 健康まちづくりプランの「優先して取り組む3つの方向性（①つながり、集えるまち、②楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち、③多様で豊かな食と文化を志向するまち）」に基づき、関係部署や協定締結事業者と連携して事業・イベントを実施する。
- 令和 8（2026）年度の評価を踏まえ、くに Pay を用いた健康ポイント事業を実施する。
- 第 3 次国立市健康増進計画に基づき、各種事業を実施する。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。
- 地域では、様々な個人・団体がそれぞれの目的をもって居場所をつくる活動を行っている。健幸・つながりのまちづくりの観点から、そのような居場所づくりを支援するとともに、居場所としての活用を見据えたコミュニティ施設のリニューアルを実現する。
- 「未来の私を守る今の健康投資」として、イベントの実施や SNS など多様な媒体を活用した普及啓発、プレコンサポーターの養成、及び若年層の検診も含めた受診促進を一体的に推進し、プレコンセプションケアの認知拡大と理解促進を図る。

<基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援>

- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を引き続き実施するとともに、介護保険サービス等とのつながりのない 85 歳以上の独居高齢者の戸別訪問を行い、必要な支援や地域とのつながりをつくる。
- 介護予防事業への参加意欲を高めるためのインセンティブについて研究を進める。
- 令和 8（2026）年度中の検討を踏まえて策定した地域包括ケア計画に沿って、生活支援体制としてくにたち福祉サポーターの受け皿拡大や住民主体のサービス提供団体等への補助拡大を図る。
- 令和 8（2026）年度中に策定する認知症施策推進計画を踏まえ、新しい認知症観

の普及啓発や、ICT 機器等を活用した認知症高齢者等の見守り事業等の拡充を図る。

- これまで実施した施設整備公募の状況や令和 8（2026）年度中の検討を踏まえ、介護保険制度の基盤整備として、不足している種別の介護保険事業所の誘致、整備を進める。
- 深刻化している介護人材不足の状況に対し、生産性の向上を含めた対策を検討し、介護保険事業所の安定的・継続的運営を支援する。
- 各所管課にて実施している市民向け相談支援事業間の調整を図り、都補助による終活支援事業（死後事務につながる事柄も含む）を検討する。

<基本施策 11 しょうがいしゃの支援>

- 第 3 次国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画の推進、進行管理を行う。
- しょうがいのある方の一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- 介護人材不足に対応するため、地域参加型介護サポート事業の周知や、移動支援事業の変更に取り組む。
- くにたち児童発達支援センターを中心に、子ども家庭部と連携しながら発達しょうがい児支援を充実させる。
- 平成 24（2012）年に開始されたしょうがい児通所支援に比べて、18 歳以上が利用する従来の通所施設の終了時間が早いため、しょうがいしゃの夕方の居場所が課題となっている。この対応として実施している日中一時支援事業を、東京都の新規事業である「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」へ移行させ充実を図る。

<基本施策 12 包摂的な地域づくりと包括的な相談支援>

- 健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で連携した子どもの貧困対策、ひきこもり傾向にある方の支援を行うとともに、自殺に係る分析等を行い、状況に応じた対策を講じる。
- 住宅確保要配慮者の居住支援窓口を開設し、住み慣れた地域に暮らし続けられる体制構築に努めるとともに、居住支援協議会の設置に向けた研究・課題整理等を行う。
- 令和 8（2026）年度に策定の権利擁護支援の推進に係る計画に基づく事業に取り組む。
- 生活に困窮されている方に対し、経済的自立、日常生活自立、社会的自立の 3 つの観点から自立を支援する。特に、新たにフードパントリーを設置しようとする者に対する初期費用や、市と協働する地域の食料支援・生活支援団体の活動資金

を補助し、地域との連携により生活困窮者の支援を行う。

- 国立市地域福祉計画、国立市再犯防止推進計画に基づく事業を実施し、計画の改定に取り組む。
- 重層的支援体制整備移行に伴い、包括的な相談支援を引き続き実施し、支え合う地域の一体的構築に向けて、複合的課題を持つ世帯への支援や、分野を問わない地域の居場所づくりなどを進める。

<基本施策 13 防災体制の充実>

- 国立市減災対策推進アクションプランにおける取組を実施する。
- 国立市備蓄計画に基づき、防災備蓄品を整備する。
- 木造住宅等を対象に、耐震診断・耐震改修の助成制度を周知し、耐震化を促進する。
- 「耐震フェア」による防災意識の啓発を行う。
- 避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の充実を図り、実効性のある災害時の支援を検討する。
- 災害発生時の迅速かつ円滑な医療救護体制を確立するため、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携のもと、発災初期における医療救護活動の迅速化と実効性向上を図る。
- 国立市風水害対応マニュアルについて、平常時から訓練等において運用方法や必要となる資機材等の検証を図るほか、実対応を重ねる中で適宜見直し、内容の更新を行う。
- 消防署（本署）の設置に向けて、東京都と調整を図る。

<基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備>

- 商店会に対する安心・安全カメラの設置補助を行う。
- 立川警察署、国立市防犯協会と連携して特殊詐欺等の犯罪被害防止を推進する。
- 学校教育において、児童生徒が危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるための安全教育の充実を図る。
- 消費者相談の実施と注意喚起・情報発信により、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

<基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進>

- 地域のコミュニティ力を高めるため、自治会・町内会の組織や活動の維持・強化のための支援を行う。

- 外国籍市民との相互理解に向け、懇談会を実施するなどの取組を行う。
- コミュニティ施設について、地域コミュニティ組織等がより積極的に活動する場を整えるとともに、多世代の方がより利用しやすい施設とする観点から、計画的整備を進める。
- 市民の地域コミュニティ参画を促進し、社会的孤立の防止を図る。
- 令和 8（2026）年度に試行したアドバイザー等による市民活動団体等への支援を踏まえ、市民活動支援を行い、地域活動主体の連携を促進する。

<基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり>

- 国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略を踏まえ、市民協働による生き物調査を実施し、生物多様性を学ぶことや多様性を高める活動を実践する機会を設けるほか、緑や生物多様性の保全を推進するため、市民が関心を持ち、行動するような情報発信に努める。
- 未来に桜の風景をつないでいくための桜・緑のビジョンを踏まえ、市のシンボルである桜並木を存続させる桜再生に取り組む。
- 大学通り緑地帯において、市民協働で花と緑のまちづくりを推進していくほか、くにたち緑のサポーター養成塾を開催し、地域の緑化活動を指導する緑化リーダーの養成に取り組む。
- 大学通り緑地帯や公園等における樹木の状態を確認するため、職員の目視による日常点検を実施するとともに、樹木医等の専門家による外観診断を実施し、危険樹木があった場合には詳細な診断・点検を実施する。
- 診断点検（過去に実施した診断結果を含む）により倒木危険度の高い樹木や樹勢回復の見込めない樹木について、剪定、更新などの対応を順次実施する。
- 営農支援に向けて、用水路並びに矢川等の水路機能の維持管理を行うほか、市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用していく。
- 緑地の保全や雨水浸透ますの設置促進により、地下水の涵養に取り組むほか、定期的な調査・監視を踏まえ、良好な水質を維持するために必要な対策を検討し、矢川の流量や湧水量、また、雨水涵養対策などについては、立川市とも情報交換し、改善に向けた対応策を研究する。
- 老朽化している公園トイレの更新に向けた取組を進める。あわせて、各公園で必要とされる機能改善（例：排水機能改善工事）の実施を検討する。
- 老朽化が進んだ市内公園遊具の更新工事を実施する。

<基本施策 17 環境の保全>

- 市民向けセミナーの開催、太陽光発電共同購入の周知チラシの市報への折込配布、また、ナッジ理論に基づいた情報発信などにより、地球温暖化対策をより一層推進することにより、再エネ、省エネ機器の普及促進や市民の行動変容を促し、補助金執行率 100%に向けて取り組む。
- 市役所の取組として、再生可能エネルギーの電力調達や、友好交流都市である北秋田市と連携したカーボンオフセット事業などを推進、市施設での PPA 事業の検証に取り組んでいく。
- 令和 8（2026）年度に実施する市民アンケート・市民参加のワークショップ等の取組も踏まえ、環境基本計画を改定する。
- PFAS 汚染の実態究明や対策を講じることについて、国、都に要望していくとともに、最新の研究結果や調査状況を注視し、市内の水質状況に対して必要な対応を講じる。

<基本施策 18 循環型社会形成の推進>

- 第 3 次国立市資源循環基本計画に基づき、5R×Responsibility（責任）に沿った事業を展開する。これまでの 5R に Responsibility（責任）をかけ合わせることで、さらなるごみの発生抑制や資源化に努めるとともに、新たな循環型社会の形成に向け取り組む。
- 循環型社会の形成に向け、民間企業等と協力し、EPR を促進する。
- プラスチックごみの資源化や食品ロス削減を推進する。
- 環境センターなどの施設・設備に関する保全を進める。

<基本施策 19 道路の整備と適正管理>

- 国立市道路等長期修繕計画を改定し、計画的に維持管理を行う。
- 都市計画道路 3・4・8 号線の整備について、物件調査、用地買収を進める。
- 都市計画道路 3・4・14 号線の事業化に向け、関係機関との協議を行う。
- 都市計画道路 3・3・15 号線、3・4・5 号線などの事業化に向け、関係機関との協議を行う。
- 現在、矢川通りについては緊急輸送道路として位置付けられている。既存街路樹の根上がりによる歩道環境の悪化や植樹約 60 年が経過しているため老木化による倒木・枝折れが発生していることから、道路の改修工事を踏まえて基本設計を行う。

<基本施策 20 交通環境の整備>

- 交通安全計画に基づき、交通安全対策及び啓蒙活動を立川警察署や交通安全協会、学校関係者等と協力し実施する。
- 通学路点検等で指摘を受けた危険箇所について、対策を講じる。
- 大学通り無料自転車駐車場のあり方について検討する。
- 自転車駐車場使用料の見直しを検討する。
- 民間によるコミュニティサイクルの広域化を支援する。
- 交通不便地域の解消に向けて交通事業者との連携を行う。

<基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進>

- 国立駅周辺道路等整備事業として東第1号線の電線共同溝工事（引込連系管、入線）を実施する。
- 旧国立駅舎東西広場や円形公園に加え、南口ロータリーも含めた国立駅南口駅前広場の整備工事を進める。
- 大学通りなど主要道路を活用したまちおこしのために、さらなる歩行者天国の充実のあり方について、地域住民や地域団体の意見を聞き検討を行うとともに、関係機関との調整を進める。
- 大学通りの桜の保全・植え替えを含めた緑地帯のあり方について、地域住民・地域団体の意見を聞き検討を行うとともに、関係者との調整を進める。
- 高齢者も歩いて楽しめるまちとするための歩道のベンチのあり方、猛暑下での歩行者負担軽減の観点も踏まえた街路樹など緑化のあり方、舗装や街灯のデザインのあり方など、歩行環境の改善について、地域住民の意見を聞き検討を行うとともに、必要に応じて関係者との調整を進める。
- 国立市富士見台地域重点まちづくり構想に基づき、活動人口の創出や、住みたくなる・住み続けられる団地再生に向け、UR・団地居住者との意見交換に取り組む。また、市役所本庁舎周辺の重点エリアにおける団地再生と公共施設再編を連携させた、地域の魅力を引き出す未来に向けたまちづくりの検討を行い、土地利用方針を策定する。
- 市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、救急・消火活動の円滑化、公共交通ルート拡充のため、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。
- 南武線連続立体交差事業及び関連事業についての関係者との調整や、市施行事業の整備に取り組むとともに、これらの事業の進展にあわせて、矢川駅周辺及び谷保駅周辺のまちづくりに取り組む。これに加え、矢川上地区では地区計画による

良好なまちづくりを目指す。

<基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進>

- 国立駅周辺の沿道地域（大学通り・富士見通り・旭通り）について、良好な住環境の確保、商業の振興、にぎわいの創出などのため、沿道地権者・近隣地住民・商店街といった地域の意見を伺い、地区まちづくり計画、地区計画の策定に向け、地域の協議会の立上げの検討など、具体的な取組に着手する。
- 令和 6（2024）年度に相談窓口等協定を締結した空家等専門家団体等と連携し、市民からの相談体制を強化する。
- 令和 8（2026）年度に策定予定の特定空家等及び管理不全空家等の新しい基準を適切に運用し、空家等対策を実施する。
- 住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅の導入に関して、所要の体制整備をした上で、導入に向けた検討等を行う。

<基本施策 23 下水道の整備・維持・更新>

- 国立市公共下水道ストックマネジメント計画により、第 2 期分の改築工事を進めるほか、第 3 期分の基本設計を実施する。
- 雨水浸透ます設置向上のため、窓口指導を徹底するほか、助成制度の PR に努める。
- 令和 8（2026）年度から、経費回収率が 100%を下回る見込であることから、下水道事業会計決算の事後検証により、経営状況を把握し、対応を検討する。
- 国立市雨水総合管理計画に基づき、分流区域の雨水管未整備地域の設計を進めながら、雨水管新設工事を進めていく。

<基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化>

- 再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。
- 市内商工・観光関連団体を支援し、連携することや、デジタル地域通貨くに Pay により市内経済の活性化を図る。
- 国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコム事業を通じ、市内外からの興味、関心を集めるとともに、市を訪れる人数の増加を図る。
- 令和 8（2026）年度の実態調査・分析に基づき、商工・観光振興に係る計画を策定するとともに、計画に基づく事業者支援を実施する。

○まちのにぎわい創出のため、市内イベントを実施・支援するとともに、行政による適正な支援のあり方を検討する。

<基本施策 25 農業振興と農地保全の推進>

- 第 4 次農業振興計画について、令和 8（2026）年度の調査や関係団体ヒアリング等を踏まえ、審議会・庁内検討会・パブリックコメントを経た上で策定する。
- 市民への「くにたち野菜」の PR を通して、販売促進を図る。数か所で実施しているマルシェについて、実施方法改善の検討を行う。
- 認定農業者制度の活用を図り、農業者の経営改善を支援する。
- 生産緑地の追加指定に向けた対応を行う。
- 市の原風景である基幹的な農業エリアにおいて、農地を優先的に保全すべきエリアを選定し、財政への影響を踏まえつつ、行政による農地買い入れも含めて、農地保全の取組を進める。
- 都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借を促進するため、農業者の貸借に関する意向調査を実施し、生産緑地マッチング支援事業を推進する。
- 学校給食における国立産野菜の供給率アップに向け、引き続き JA 国立地区学校給食部会を中心とした地元農業者との連携強化を図る。

<基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

- 次期基本構想の策定事務に着手する。第 5 期基本構想第 3 次基本計画及び行財政改革プラン 2029 の進捗管理を行う。
- 定員管理については、「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」を改定し、適正な定員管理を実施する。
- 人事異動、昇任昇格、人事評価など、人事制度全体の改善を図っていく。第 4 期特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性の管理職を増やす取組を推進する。会計年度任用職員制度の見直しとともに、適正な人員配置と役割の明確化を図っていく。
- 職員一人一人の成長につながる研修や指導、最適な人材配置が実現可能となるよう、新たにタレントマネジメントシステムを導入する。
- オンライン申請手続の拡大や公共施設予約システムの更新により「行かない」窓口を実現するとともに、滞在時間が削減できる「スマート」（書かせない、待たせない、混まない）な窓口を実現していくほか、現行の手続をベースにおくやみ窓口を設置するなど、日常の手続における市民の負担を軽減する。
- 生成 AI・庁内チャットツールを全庁展開し、議事録、報告書、電話記録などの文書作成支援ツールの活用により、行政事務の効率化（職員の業務支援）を図り、

より質の高い市民サービスの提供につなげる。

- デジタル技術を活用した行政手続のオンライン化の推進を踏まえ、窓口受付時間の短縮を継続実施する。また、駅前市民プラザでのマイナンバーカード交付について、条件を整理し、実施に向けて取り組んでいく。
- 市庁舎内の執務環境の改善、設備更新等を順次進めていく。
- 質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、業務プロセスの改革による非効率な業務の見直しを行うとともに、デジタル技術を活用し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を一体的に進める。
- 個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報保護制度の適切な運用を行う。
- 情報セキュリティポリシーの運営について、セキュリティ監査や研修のほか、必要に応じて情報セキュリティ対策基準の見直しを行う。

<基本施策 27 市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信>

- 「移住促進」「来街者増加」「創業者・出店者増加」などに向け、令和 8（2026）年度に分析し策定した戦略に基づき、シティプロモーションを展開する。
- オープンデータの公開及び更新を継続する。
- 若者世代を中心とした、市民が参加するまちづくりの取組を行うことで、市民主体の活動や交流を広げ、市の魅力向上を目指す。また、多摩地域の他自治体や大学と連携し、ビジネスアイデアを構想・発表するプログラムを実施し、学生が地域課題に主体的に関わる機会を創出することで、卒業後における多摩地域での定住や活動につなげることを目指す。
- 市民と市長の対話の会、パブリックコメント等により市政に多様な市民の声を反映させるよう取り組む。
- 市制施行 60 周年に係る事業を検討し、実施する。

<基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営>

- 行財政改革プラン 2029 の取組を進めるとともに、税をはじめとする歳入の動向を見極めつつ、市政推進のための財源確保に取り組む。
- 職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画に基づき、適正な定員及び時間外勤務数の管理を行う。
- 「国民健康保険税率等改定計画」に基づき、国民健康保険税率等を見直し、令和 10（2028）年度からの保険税率等を改定するため、条例の改正等所要の手続を行う。

<基本施策 29 公共施設マネジメントの推進>

- 国立市公共施設等総合管理計画及び国立市公共施設再編計画に基づいた取組を進めるとともに、国立市公共施設再編計画については、富士見台再編を見据え、再編の進め方等に係る改定を行う。
- 国立市道路等長期修繕計画に基づき、道路等の修繕を行う。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具、施設（トイレ洋式化含む）の計画的な更新工事を推進する。
- 公共建築物やインフラ施設の安心、安全な利用のため、点検等の管理と保全に努める。
- 公民連携の取組を推進し、市民サービスの向上や歳出削減、歳入増加の取組を進める。
- 学校施設整備基本方針について、国立市公共施設等総合管理計画及び国立市公共施設保全計画等の各計画との整合を図り、取組を進める。
- 国立第二小学校の複合化に伴うセキュリティの確保と運営について、学校と学童保育所及びコミュニティ施設所管課が連携し、全ての施設利用者が安心して利用できる環境を確保する。

第 6 令和 9(2027)～令和 12(2030)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想及び同構想第 3 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和 9（2027）年度から令和 12（2030）年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

- ① 計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。
- ② 毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。
- ③ 経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。
- ④ 本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。
- ⑤ 今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

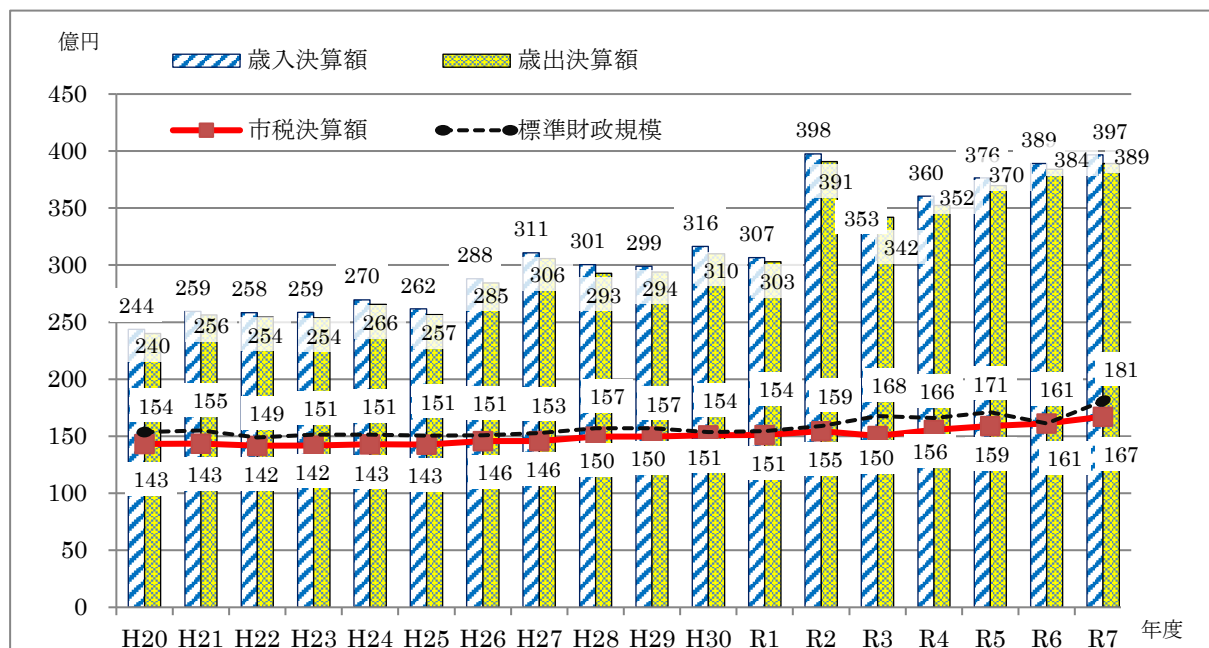
(4) 計画事業の見積りの考え方

- ① 下記の事業について見積もること。
 - ア．本行政経営方針における各重点テーマの取組に資する事業
 - イ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業
 - ウ．その他、真に必要な政策性のある事業
- ② 計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。
- ③ 事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討した上で見積りを行うこと。

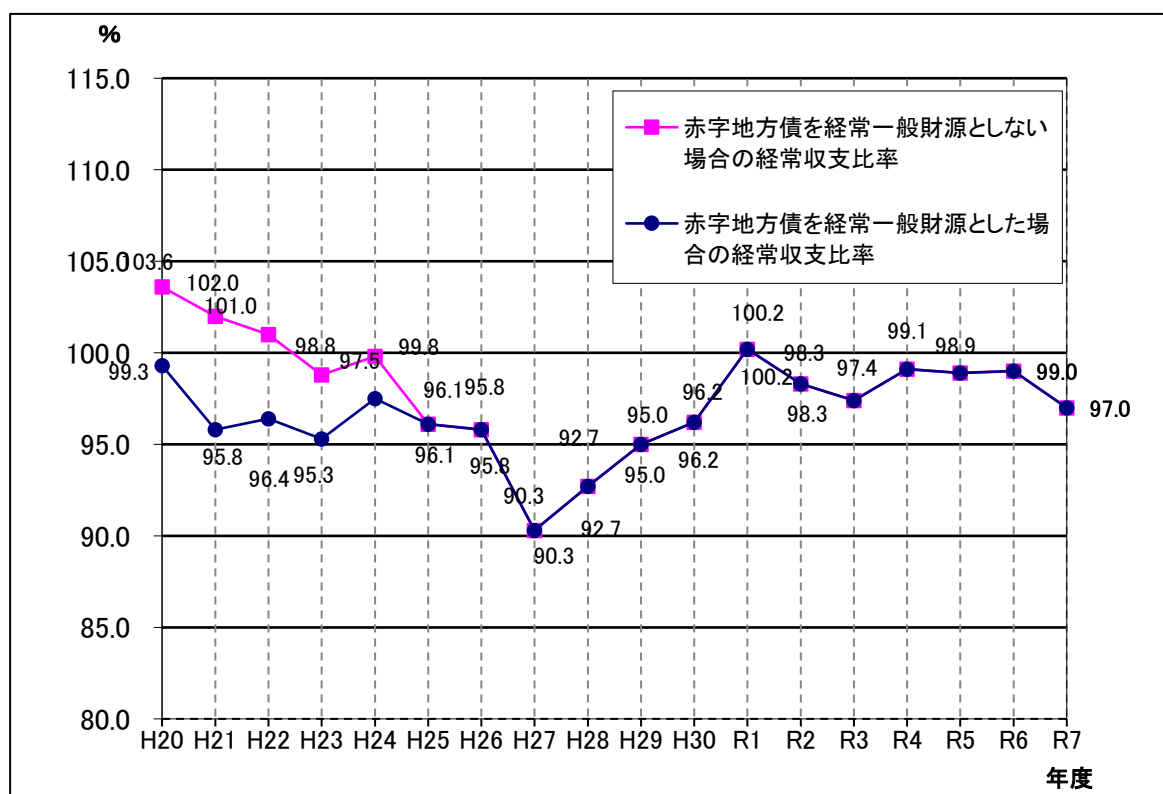
- ④ 財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また人件費の増加や老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、物価高騰等の影響により、歳出増のリスクを考慮する必要があるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。
- ⑤ 計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにした上で見積りを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにした上で見積りを行うこと。
- ⑥ 人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。
- ⑦ 行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、国立市行財政改革プラン 2029 に示す取組を積極的に推進すること。
- ⑧ 新規計画事業の予算については、実施計画として採択されたものにつき各年度当初予算に計上することを原則とし、計画事業相当の事業について補正予算で対応するのは法令や国・都制度の改正等によるものや、真に緊急やむを得ない場合に限るものであること。
- ⑨ 上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。
- ア．行政、市民、NPO 等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。
- イ．受益と負担の均衡に配慮すること。
- ウ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

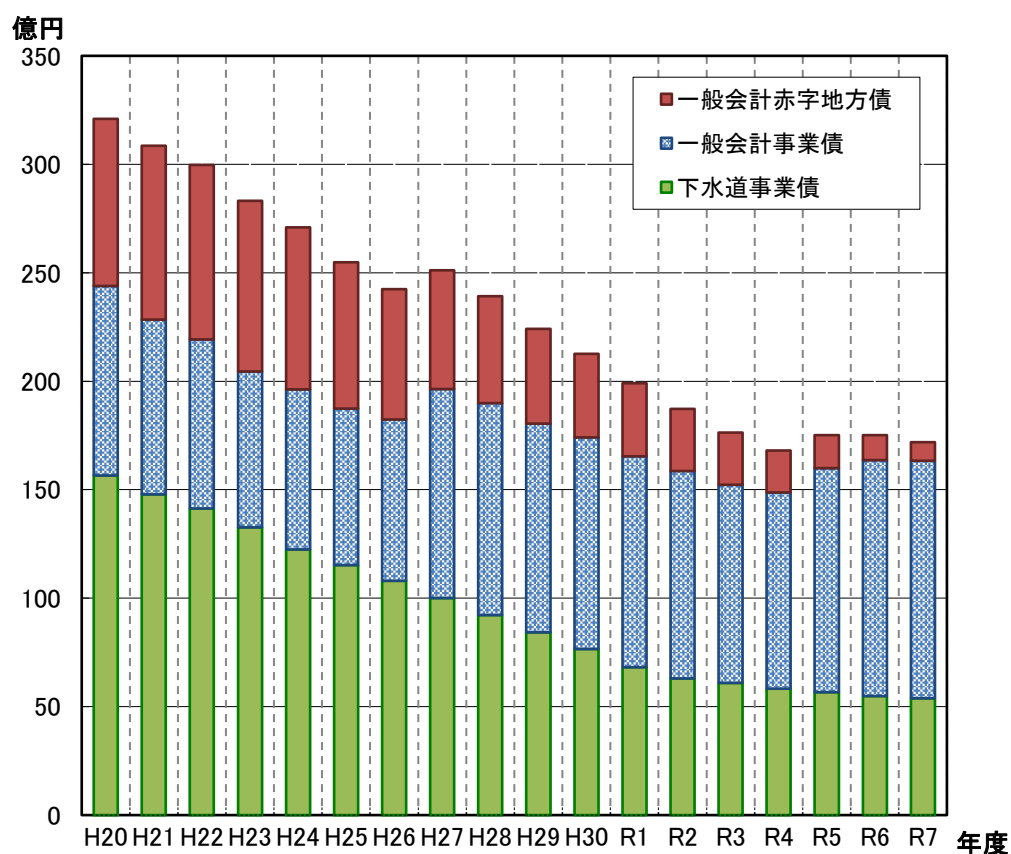
【図1 決算額の推移（一般会計）】



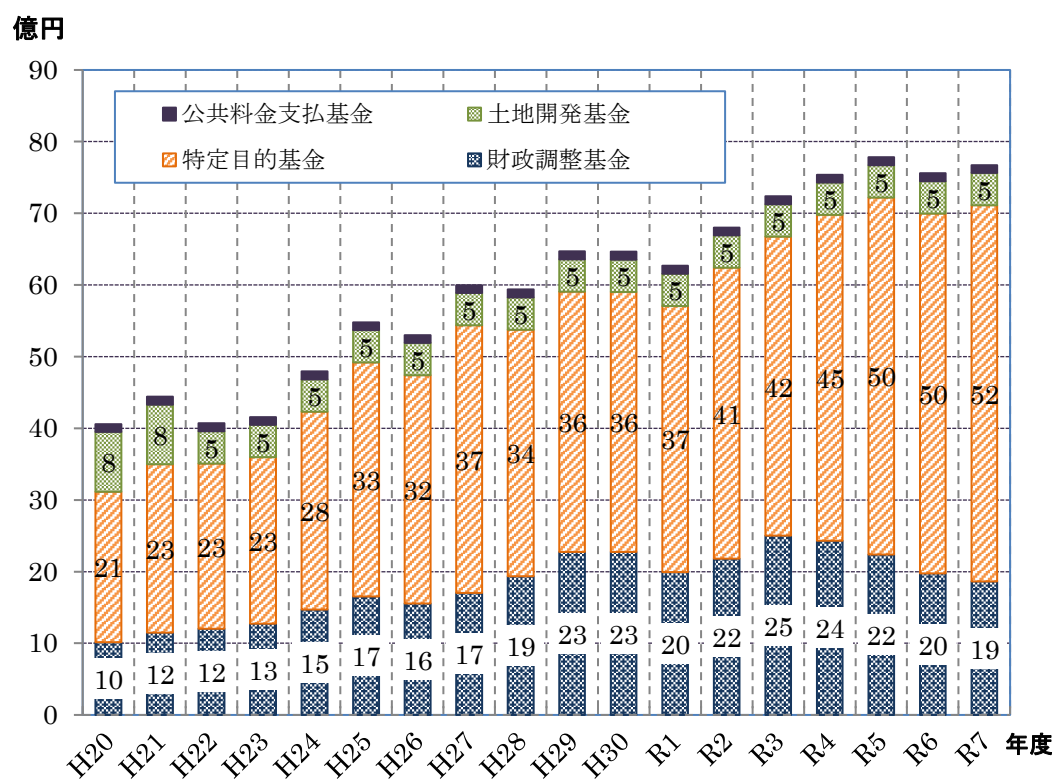
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
令和 8 年 4 月～	【事務事業の振り返り、評価】 ○各課が事務事業一覧表を作成した。 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和 8 年 6 月 29 日 ～7 月 13 日	【施策評価】 ○基本計画に定められている全 29 施策について施策ごとに令和 7 年度の評価及び今後の方向性について議論を行った。 ○会議出席者：各施策に関係する課長
令和 8 年 8 月 6 日	【行政経営方針策定検討会議】 ○施策評価の結果を受け、施策横断的に重視して取り組むべき事項（重点テーマ）及び各施策の方向性について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
令和 8 年 8 月 25 日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
令和 8 年 8 月 31 日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。